新規就農者育成方針

令和６年４月

徳　島　県

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号 農林水産事務次官依命通知）別記１の第７の１に基づき、徳島県の新規就農者育成方針を次のとおり定める。

１　新規就農者の確保に向けた課題、目標等

（１）新規就農者の確保に向けた課題等

徳島県は、肥沃な土壌条件と温暖な気候に恵まれ、野菜や果実等の農産物や阿波尾鶏をはじめ特徴ある畜産物の供給地として成立し、多種多様な農・畜産業（以下「農業」という）が展開されている。

本県農業は、１戸当たりの経営耕地面積が狭く小規模な農業者が多いのが特徴であり、高齢化に伴う担い手の減少や労働力不足などにより農業生産力の低下が進行していることから、安定的に新規就農者を確保していく必要がある。

（２）新規就農者の確保に向けた取組み

①　就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、ホームページやSNSなどを活用し、積極的に情報発信を行う。

②　徳島県農業経営・就農支援センター（旧徳島県農業経営相談所）や徳島県青年農業者等育成センターと連携し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、（一社）徳島県農業会議、徳島県農業法人協会と連携するとともに、とくしま就農スタート研修事業や国の雇用就農資金を活用し、農業法人等での研修について支援を行う。

③　就農に向けた情報提供及び就農相談については徳島県農業経営・就農支援センター及び徳島県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については県立農業大学校等の研修機関、就農後の営農指導等フォローアップについては農業支援センター、市町村、農業協同組合及び指導農業士等、農地の確保については各市町村農業委員会及び農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

（３）新規就農者に関する目標

（２）の取組みを推進することにより、（別紙１）都道府県サポート計画の第１に記載の新規就農者に関する目標の達成を目指す。

２　新規就農者に対するサポート内容

　　（別紙１）都道府県サポート計画の第２に記載のとおり。

３　経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するために徳島県が独自に設定する要件

以下の（１）から（４）までの取組みについて、実施期限までに全て実施すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 取 組 み | 実施期限 |
| （１） | 青色申告を実施する | 事業実施年度の４年後の年度 |
| （２） | 家族経営協定を書面で締結している | 経営発展支援事業計画等の承認申請時 |
| （３） | 農業版事業継続計画（BCP）を策定している | 経営発展支援事業計画等の承認申請時 |
| （４） | データを活用した農業を実践する | 事業実施年度の次年度 |

４　経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県加算ポイントの設定

（別紙２）徳島県における都道府県加算ポイントに記載のとおり。